

用水路敷占用料の額を算出する基礎となる面積等の端数処理方法について

○改正の概要

用水路敷占用料については、川崎市下水道条例第24条第2項により、川崎市道路占用料徴収条例第2条の規定を準用するとされていることから、道路占用料徴収条例の改正にあわせ、用水路敷占用料の額を算出する基礎となる面積等の端数処理方法を変更することといたしました。

○川崎市下水道条例（抜粋）

（占用料）

第24条 占有者は、管理者の定める占用料を納付しなければならない。

2 前項の占用料は、川崎市道路占用料徴収条例（昭和30年川崎市条例第7号）第2条の規定を準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、公共下水道又は一般下水道に下水を排除することを目的とする占有物件については占用料を徴収しない。

○改正後の川崎市道路占用料徴収条例（抜粋）

（占用料の額）

第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定による占用料の額は、次に定めるところによる。

(1) 占用料が1月を単位として定められているときは、別表占用料の欄に定める金額に占用開始の日の属する月から占用終了の日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。ただし、占用期間が1月に満たないものはその月数を1月とする。

(2) 占用料が1日を単位として定められているときは、別表占用料の欄に定める金額に占用開始の日から占用終了の日までの日数を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、占用期間が1月に満たないものについての占用料の額は、同項の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。

4 占有面積若しくは占有の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又は占有面積若しくは占有の長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

5 広告、看板等の面積が占有面積より大なるときは、その面積をもって占有面積とする。

6 第2項から第4項までの規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

○川崎市道路占用料徴収条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市道路占用料徴収条例 昭和30年3月24日条例第7号</p> <p>川崎市道路占用料徴収条例 (占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定による占用料の額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 占用料が1月を単位として定められているときは、別表占用料の欄に定める金額に占有開始の日の属する月から占有終了の日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。ただし、占有期間が1月に満たないものはその月数を1月とする。</p> <p>(2) 占用料が1日を単位として定められているときは、別表占用料の欄に定める金額に占有開始の日から占有終了の日までの日数を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、占有期間が1月に満たないものについての占用料の額は、同項の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>4 占有面積若しくは占有の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又は占有面積若しくは占有の長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。</p> <p>5 広告、看板等の面積が占有面積より大なるときは、その面積をもって占有面積とする。</p> <p>6 第2項から第4項までの規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>○川崎市道路占用料徴収条例 昭和30年3月24日条例第7号</p> <p>川崎市道路占用料徴収条例 (占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定による占用料の額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 占用料が1月を単位として定められているときは、別表占用料の欄に定める金額に占有開始の日の属する月から占有終了の日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。ただし、占有期間が1月に満たないものはその月数を1月とする。</p> <p>(2) 占用料が1日を単位として定められているときは、別表占用料の欄に定める金額に占有開始の日から占有終了の日までの日数を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、占有期間が1月に満たないものについての占用料の額は、同項の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>4 占有面積が1平方メートル未満のもの又は1平方メートル未満の端数は1平方メートルに、占有の長さが1メートル未満のもの又は1メートル未満の端数は1メートルにそれぞれ切り上げるものとする。</p> <p>5 広告、看板等の面積が占有面積より大なるときは、その面積をもって占有面積とする。</p> <p>6 第2項及び第3項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>